

議 第 4 号 議 案

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出について
国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和3年3月5日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員 寺 田 玲

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

国は、低所得の方々の保険料軽減措置として全国知事会等との協議の結果、毎年約3,400億円の財政支援を行っている。しかし全国知事会との議論の過程では、国保の保険料水準を協会けんぽ並みに引き下げるために必要な公費として、1兆円の財政支援の拡充が必要という意見もあったほか、国保改革スタート後も全国知事会、全国市長会それぞれから、3,400億円の確実な実施とあわせ、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されている。

そもそも、国保がスタートした翌年の1962年当時の首相の諮問機関・社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国保は相当額を国庫で負担する必要がある、健保とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告して出発したもので、これは国保制度本来の理念である。国保には他の保険にない均等割があり、特に、子どもに係る均等割は子育て支援への逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、2022年から未就学の子どもの均等割の減免の実施が予定されているがさらなる支援が必要である。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものである。

よって、富士見市議会は、政府に対し、国民健康保険財政への国庫負担の増額することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 菅 義 偉 様
財務大臣 麻 生 太 郎 様
厚生労働大臣 田 村 憲 久 様